

北九州市の国家戦略特区について (企画調整局調査報告資料)

【報告事項】

1 第3回所管事務調査

- ・ 国家戦略特区プロジェクト
平成28年度 介護ロボット等を活用した
「先進的介護」の実証事業の開始について . . . 資料1 P.1
- ・ 国家戦略特区民泊の検討状況について . . . 資料2 P.3
- ・ 国家戦略特区推進セミナー開催結果について . . . 資料3 P.4

2 第4回所管事務調査

- ・ 国家戦略特区「シニア・ハローワーク戸畑」について
. . . 資料1 P.5
- ・ (仮称)北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する
条例案の概要に対する意見の募集について . . . 資料2 P.6
- ・ 国家戦略特区に係る新たな規制改革提案について . . . 資料3 P.7

平成 28 年 7 月 20 日
企画調整局地方創生推進室

国家戦略特区プロジェクト 平成 28 年度 介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証事業の開始について

【概要】

現在、介護現場においては、少子高齢化の進展などに伴う介護職員の不足、過酷な労働環境などによる高い離職率といった深刻な課題を抱えている。

そこで、本市では、国家戦略特区を活用してロボット技術等を導入することにより、単に効率を図るだけでなく、介護の質の維持・向上と安全性を満たしつつ、介護職員の心身の負担軽減や介護職員の生産性の向上、さらには介護職員の専門性や働きがいを高める「先進的介護」の実現を目指していくこととしている。

あわせて、介護現場のニーズと開発側のシーズをマッチングさせることで介護ロボット等の開発・改良につなげていく。

平成 28 年度の取り組みは以下のとおり。

1 実証施設

法人名	施設名	所在地
社会福祉法人 孝徳会 <small>こうとくかい</small>	【広域型特別養護老人ホーム】 サポートセンター門司	門司区松原一丁目
社会福祉法人 春秋会	【地域密着型特別養護老人ホーム】 好日苑 大里の郷 <small>こうじつえん だいにり きと</small>	門司区大里戸ノ上四丁目

2 事業内容

(1) 介護現場での作業分析 (7~9月)

実際の現場で行われている介護作業の状況を把握し、介護職員の心身の負担の把握や介護ロボット等の導入の可能性を探る。

- ・介護職員や入居者等との意見交換の実施
- ・目視による介護作業の全体の流れの把握
- ・センサー等を活用した作業時間や身体的負担の計測
- ・介護職員が行うべき作業、介護ロボット等が補助できる作業の分類 など

(2) 共同生活室での介護ロボット等の導入【国家戦略特区事業】 (10~11月)

ユニット型特別養護老人ホームの共同生活室については、介護職員や入居者などの意見を聞きながら、介護ロボット等を導入し、その効果を検証する。

(3) 分析・評価 (12~3月)

- ①作業分析を通じて得られたデータ等を参考に、介護現場に導入可能な介護ロボット等を検討する。
- ②共同生活室での実証結果や介護職員等の意見を開発側に提案し、今後の介護ロボット等の開発・改良につなげる。
- ③介護ロボット等を活用した介護現場の新しい働き方を検討する。
- ④介護作業における「ノーリフト」(人力のみで入居者を持ち上げることを避ける)の検討。

3 介護ロボット特区ワーキンググループ

(1) 趣旨

介護ロボット等の実証を的確に進めるために、医療や福祉、人間工学、ロボットなどの専門家から構成されるワーキンググループを設置し、構成員のそれぞれの視点から意見をいただく。

(2) ワーキンググループ構成

(五十音順・敬称略)

氏名	所属・役職	専門分野
泉 博之	産業医科大学 産業生態科学研究所 准教授	人間工学
伊藤 直子	西南女学院大学 保健福祉学部 教授	看護
岩井 茂	(一社)日本福祉用具供給協会 福岡県ブロック長	福祉用具
柴田 智広	九州工業大学 大学院生命体工学研究科 教授	ロボット研究
曾我 満美	(公社)北九州高齢者福祉事業協会 副会長	高齢者福祉施設
田代 久美枝	認知症・草の根ネットワーク 理事	利用者団体
橋元 隆	九州栄養福祉大学 小倉南キャンパス副学長	リハビリ
蜂須賀 研二	九州労災病院 門司メディカルセンター 院長	リハビリ
福嶋 万里子	(公社)福岡県介護福祉士会 理事	介護
山本 憲昭	北九州市立介護実習・普及センター 所長	福祉用具

(3) 第一回ワーキンググループの開催

①日時 平成28年7月20日(水) 13:30~15:00

②場所 総合保健福祉センター(アシスト21) 6階 視聴覚室

国家戦略特区民泊の検討状況について

1 国家戦略特区民泊の概要

宿泊施設を営業するためには、旅館業法の基準に適合することが必要だが、国家戦略特区の特例である「滞在施設の旅館業法の適用除外（以下、特区民泊）」を活用することで、滞在に必要な宿泊施設を提供する事業実施者が、市長の認定を受ければ旅館業法を適用されず、特区民泊の基準を満たすことで宿泊施設としての貸し出しが可能となる。

2 本市の現状

海外からの旅行客の増加により、首都圏等では宿泊施設の不足解消が大きな課題となっている。本市においては、慢性的な宿泊施設不足という状況にはないが、バックパッカーなど個人で訪れる外国人観光客も増えており、多様なニーズに対応した宿泊施設が求められている。

3 本市における特区民泊の考え方

本市は、工業都市のイメージが強いが、一方で豊かな自然観光資源を持つ「都市と田舎が共存するまち」という特長がある。

こうした特長を本市の強みと捉え、国内外の観光客に本市ならではの魅力を堪能してもらうとともに、既存のホテル旅館との役割分担や補完性、地域住民の方々に迷惑や不安を与えないように十分配慮しつつ、観光・地域振興を図るよう「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに特区民泊を実施し、賑わいのあるまちづくりを推進する。

【イメージ】

(1) 自然体験 ～自然観光資源を活用した民泊～

・本市の豊かな自然を国内外の観光客に広く知ってもらい、そこでの生活体験を通してその魅力を発信してもらうべく、既存のホテル旅館等が整備されていない郊外で実施する。

(2) 地域住民との交流 ～まちづくり活動と連携した民泊～

・地域住民との交流やその土地の文化、歴史、生活習慣を体験してもらう等、観光客に地域の魅力を存分に味わってもらうべく、「まちなのにぎわい創出」に取り組む民間のまちづくり団体と連携して実施する。

4 国家戦略特別区域法上の手続き

本市が実施する特区民泊の事業計画を区域計画に盛り込み、区域会議、諮問会議を経て内閣総理大臣の認定を受ける。

5 特区民泊条例の制定

特区民泊の実施にあたっては、国家戦略特別法上の手続きとあわせて、施設の使用期間等を規定する条例を制定する必要がある。

条例案については、今後、旅館業関係者との意見交換やパブリックコメントを実施のうえ作成する。



1 趣旨

国家戦略特区に指定された北九州市が、地域の企業や民間団体などの参画を得て特区を活用して地域の活性化を図るため、北九州市の国家戦略特区の取組みとともに、先行する自治体の事例紹介などを行うセミナーを開催した。

2 開催時期 平成28年7月7日(木) 13:00~15:00

3 開催場所 北九州市立商工貿易会館 2階 多目的ホール

4 参加人数 約150名 (市民、企業、金融機関、大学関係者、自治体職員など)

当日の講演者等



開会あいさつ
北九州市長
北橋 健治 氏



国家戦略特区について
内閣府地方創生推進事務局
審議官 藤原 豊 氏



北九州市の区域計画について
北九州市企画調整局
特区担当部長 大庭千賀子 氏



道路空間を活用したにぎわいづくり
鳥町まちづくり会議推進協議会
会長 梯 輝元 氏



北九州市の特区に期待すること
一般社団法人まちはチームだ
代表理事 岡 秀樹 氏



歴史的建築物の活用事業
一般社団法人ノオト
代表理事 金野 幸雄 氏

国家戦略特区「シニア・ハローワーク戸畑」の概要

事業名	シニア・ハローワークの設置
事業目的	高齢者等の就職支援を重点的に実施するもの
設置場所	ハローワーク八幡 戸畑分庁舎内（ウェルとばた8階）
設置年月日	平成28年8月29日（月）
国が行う 新たな支援	<p>(1) 職業相談窓口 50代からの就業相談窓口を開設。<u>（全国初）</u></p> <p>(2) 求職情報 概ね50歳以上の求職者に特化した就職支援。<u>（全国初）</u> （シニア・ハローワーク戸畑に専用端末を設置。）</p> <p>(3) ガイダンス 概ね50代の求職者に対して再就職準備のガイダンスを提供。</p>
市が行う 新たな支援	<p>(1) 求人情報の提供 シニア・ハローワークと同様の求人情報をシティプロモーション首都圏本部でも閲覧できるものを設置。</p> <p>(2) U・Iターン及び北九州市版生涯活躍のまちとの連携 U・Iターンや北九州市生涯活躍のまちと連携して、求職者の掘り起こしや求職者のシニア・ハローワークへの誘導を行う。</p> <p>(3) 高齢者就業支援センターとの連携 既存の高齢者就業支援センターと連携して、求職者の掘り起こしや求職者のシニア・ハローワークへの誘導を行う。</p>
今後のスケジュール （予定）	<p>◆シニア・ハローワーク戸畑 開所式 平成28年8月29日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内覧式 午前8時から午前8時30分 於：ウェルとばた8階「シニア・ハローワーク戸畑」 ・開所式 午前8時40分から午前9時30分頃まで 於：ウェルとばた2階交流プラザ <p>※市公式PR動画「そうだ、北九州で働こう。」全編（7話）公開 地元企業・団体、自治会、大学の協力を得て、「制作費0円」で手作りの動画を作成。YouTubeにて、8月22日（月）より毎週月曜日に1話ずつ配信（現在、予告編を配信中）。</p>

(仮称) 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案の概要に対する意見の募集について

1 条例制定の目的

北九州市は、国家戦略特別区域法に基づき、平成 28 年 1 月 29 日に国家戦略特区として指定を受け、「外国人滞在施設経営事業（特区民泊）」に取り組むこととしている。

本市が目指す特区民泊は、外国人をはじめとする観光客等の多様な滞在ニーズに応えるため、本市ならではの魅力を堪能してもらうとともに、観光・地域振興を図るよう「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに実施し、にぎわいのあるまちづくりを推進するものである。

今回、事業の実施にあたり、「施設を使用させる期間」等、必要な事項を規定する条例を設けることとしており、条例案の概要について意見募集を行うもの。

2 条例案の概要

(1) 施設を使用させる期間

外国人等の滞在状況を踏まえ、国家戦略特別区域法施行令で定められる基準の下限の日数（7日）以上と規定する。

(2) 立入調査等の権限

市の職員が事業者の事務所又は滞在施設に立ち入り、事業の認定要件が守られていることやその実施状況を確認できるよう、立入調査等の権限について規定を設ける。

(3) 近隣住民への事前説明

近隣住民の生活環境に配慮する観点から、事業計画の内容を、近隣住民に対して事前に説明する事業者の責務について規定を設ける。

(4) 手数料

事業の認定または変更のための手続きや施設の確認に係る事務の手数料を定める。

3 条例案の提出

平成 28 年 12 月議会に提出予定

4 意見の募集について

(1) 意見募集期間

平成 28 年 8 月 25 日（木）から 9 月 23 日（金）まで（30日間）

(2) 閲覧・配布場所

保健福祉局保健衛生課、市民文化スポーツ局広聴課、各区の区役所総務企画課及び出張所

平成 28 年 8 月 17 日
企 画 調 整 局

国家戦略特区に係る新たな規制改革提案について

国では、国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び、国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し、政府が講ずべき新たな措置に係る提案募集を行っており、本市は国の提案募集に対して、平成 28 年 7 月 29 日付けで下記のとおり新たな規制改革提案を行った。

○募集期間等

募集期間：平成 28 年 6 月 17 日～7 月 29 日

提出先：内閣府地方創生推進事務局

提案件数：110 件

応募団体数：73 団体

(内訳) 民間事業者等(個人含む) 37 団体、地方公共団体 36 団体

○本市の提案概要

I 外国人活用による都市間ネットワークの深化・拡大

(1) アマチュアスポーツ選手の在留資格取得に係る要件緩和について

現状の課題	在留資格の「特定活動(アマチュアスポーツ)」が認められるのは、オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者のみである。 ◆法務省告示第 131 号(平成 28 年 5 月 24 日)
規制改革内容	送り出し国の推薦書類等に基づき、国際的な競技会に出場できるレベルの選手と認められる場合は在留資格を与える。

(2) 大規模国際大会および関連イベント等における資格外活動許可を取得した外国人材の積極的活用

現状の課題	スポーツの国際大会や海外からの合宿の受け入れにおいて、タイ語、インドネシア語の通訳等、対応可能な人材に限られる業務に対して留学生の積極的活用を検討しているが、留学生の資格外活動は週 28 時間(長期休暇中は 1 日 8 時間)に限られる。 ◆出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項
規制改革内容	在籍する教育機関が適当と判断する業務に対しては、週 28 時間(長期休暇中の留学生は 1 日 8 時間)の規制を緩和。

II 近未来技術の実証

(1) インフラ点検ロボットの社会実装に向けた試験的实施

現状の課題	「近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している」と規定されており、原則としてカメラ、センサー等を使った点検結果を診断とみなすことができない。 ◆道路法施行規則第四条の五の五
規制改革内容	ロボット等によって撮影された画像に基づき点検技術者が近接目視判断を可能とする、あるいは人による近接目視が必要な箇所のスクリーニングを行う判断を可能とする等、ロボットによる近接目視、打音検査のルールづくりを行う。

(2) 完全無人運転による公共交通車両の運行

現状の課題	車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。 ◆道路交通法第70条
規制改革内容	信号や道路等のインフラとの協調により、公道上の決まったルートを走行する公共交通車両（バス等）については、遠隔監視等の措置を講じることにより、完全無人運転を可とする。